

改正

昭和48年4月6日条例第16号

昭和48年4月28日条例第18号

昭和49年3月31日条例第8号

昭和49年10月17日条例第29号

昭和51年4月1日条例第12号

昭和51年8月19日条例第27号

昭和52年4月2日条例第3号

昭和53年4月1日条例第4号

昭和54年3月30日条例第9号

昭和55年3月31日条例第6号

昭和57年4月1日条例第14号

昭和59年4月1日条例第8号

昭和62年3月26日条例第5号

平成元年12月27日条例第31号

平成10年12月22日条例第43号

平成11年3月26日条例第13号

平成13年3月2日条例第19号

平成21年9月30日条例第30号

平成23年9月22日条例第17号

平成25年9月24日条例第36号

平成26年9月24日条例第28号

平成27年9月25日条例第37号

平成31年3月27日条例第5号

令和元年9月26日条例第27号

令和2年6月23日条例第19号

令和2年12月21日条例第35号

令和3年9月27日条例第24号

小金井市学童保育所条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する小学校児童（以下「学童」という。）の健全な育成を図るため、学童保育所を設置することを目的とする。

(名称、位置及び定員)

第2条 学童保育所の名称、位置及び基準定員は、別表のとおりとする。

2 市長は、学童保育所の運営に著しい支障を来すおそれがないと認めるときは、基準定員を超えて入所を承認することができる。

(対象学童)

第3条 学童保育所は、次の各号の一に該当する学童を保護者の申請に基づいて保育指導する。

- (1) 保護者の労働、疾病等の理由により適切な保育を受けられない者
- (2) その他市長が入所を適当と認めた者

(入所制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学童は、入所することができない。

- (1) 感染性又は悪性の疾病を有する者
- (2) 心身が虚弱で保育に耐えないと認められる者
- (3) その他市長が入所を不適當と認めた者

(入所の承認)

第5条 学童保育所に入所させようとする学童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。

(入所承認の取消し)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、前条の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1号又は第2号に該当したとき。
- (2) 入所手続に偽りがあつたとき。
- (3) その他市長が入所を不適當と認めたとき。

(休所日)

第7条 学童保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日まで

(保育時間)

第8条 学童保育所の保育時間は、下校時から午後6時までとする。ただし、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条の休業日（前条に規定する休所日を除く。）にあつては、午前8時から午後6時までとする。

2 市長は、保育時間を午後7時まで延長することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、保育時間を変更することができる。

(育成料及び延長育成料)

第9条 学童保育所における学童の育成に要する費用（以下「育成料」という。）は、学童1人当たり月額9,000円とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は前年度の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯（保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。）の学童の育成料は、無料とする。

(2) 前号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が1,500,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額3,000円とする。

(3) 前2号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額5,000円とする。

(4) 前3号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額7,000円とする。

2 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用（以下「延長育成料」という。）は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、前項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

(育成料及び延長育成料の徴収並びに減額及び免除)

第10条 育成料及び延長育成料は、保護者から徴収する。ただし、市長が経済的困難その他特別の理由があると認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(職員)

第11条 学童保育所に必要な職員を置く。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前にすでに学童保育をうけている学童は、この条例に基づき入所したものとみなす。

付 則 (昭和48年4月6日条例第16号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年4月28日条例第18号抄)

(施行期日)

この条例は、昭和48年4月30日から施行する。(後略)

付 則 (昭和49年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月17日条例第29号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

付 則 (昭和51年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中小金井市立さくらなみ学童保育所の定員に関する改正規定は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則 (昭和51年8月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和52年4月2日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和53年4月1日条例第4号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年3月30日条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年3月31日条例第6号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年4月1日条例第8号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則（昭和62年3月26日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（平成元年12月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の別表に係る規定は、平成2年度以後の基準定員について適用し、平成元年度以前の基準定員については、なお従前の例による。

付 則（平成10年12月22日条例第43号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月26日条例第13号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月2日条例第19号）

この条例は、平成13年10月1日から6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則（平成21年9月30日条例第30号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年9月22日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年9月24日条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年9月24日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定並びに次

項及び第3項の規定は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、改正後の小金井市学童保育所条例（以下「新条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「小学校児童」とあるのは「小学校低学年児童」とする。
- 3 当分の間、新条例第3条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当する学童を保護者の申請に基づいて保育指導する」とあるのは「第1学年から第3学年までの学童で、次の各号の一に該当する者を保護者の申請に基づいて保育指導する。ただし、心身に障害を有する学童については、第4学年までの者とする」とする。

付 則（平成27年9月25日条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、平成31年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

付 則（令和元年9月26日条例第27号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年6月23日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和2年3月分以後の育成料及び延長育成料について適用する。

付 則（令和2年12月21日条例第35号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

付 則（令和3年9月27日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	位置	基準定員
小金井市立たまむし第1学童保育所	小金井市東町四丁目25番7号	60人
小金井市立たまむし第2学童保育所	小金井市東町四丁目25番7号	30人
小金井市立あかね第1学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第2学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番33号	40人
小金井市立あかね第4学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人
小金井市立あかね第5学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人
小金井市立ほんちょう学童保育所	小金井市本町五丁目4番25号	60人
小金井市立さくらなみ第1学童保育所	小金井市本町一丁目2番13号	60人
小金井市立さくらなみ第2学童保育所	小金井市本町一丁目2番13号	50人
小金井市立さわらび第1学童保育所	小金井市貫井南町三丁目6番27号	60人
小金井市立さわらび第2学童保育所	小金井市貫井南町三丁目6番27号	30人
小金井市立たけとんぼ第1学童保育所	小金井市桜町二丁目3番60号	55人
小金井市立たけとんぼ第2学童保育所	小金井市桜町二丁目3番60号	35人
小金井市立まえはら第1学童保育所	小金井市前原町三丁目3番16号	60人
小金井市立まえはら第2学童保育所	小金井市前原町三丁目3番16号	30人
小金井市立みどり第1学童保育所	小金井市緑町四丁目18番25号	60人
小金井市立みどり第2学童保育所	小金井市緑町四丁目18番25号	20人
小金井市立みなみ第1学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人
小金井市立みなみ第2学童保育所	小金井市前原町二丁目2番21号	40人